

18世紀における知多地域の変容と酒造業の展開

—小鈴谷村の場合—

日本福祉大学経済学部 教授、知多半島総合研究所歴史・民俗部 部長 曲田 浩和

はじめに

17世紀から18世紀は開発の時代といわれている。「蒼海変じて桑田となる」という慣用句があてはまるような海が田に変わる大規模開発は伊勢湾各地で行われた。また、山を切り開いた切添新田も多くみられた。こうした開発の結果、思わぬ大災害が起こるようになった。水本邦彦氏は、山林開発を行い、里山管理を怠ることが土砂災害を引き起こすと指摘している⁽¹⁾。

青木美智男氏は、知多半島は、焼物産業が発達したところであり、窯での焼成のための燃料として森林伐採したため、山肌が露呈し、痩せた地でも生育する松がまばらに生えた状態であったという⁽²⁾。さらに、知多半島は保湿性のない粘土層に覆われた地質であるため、ひとたび洪水が起こると赤土が流れ出し、田畑に甚大な被害をもたらした。

次の史料は『大野志』⁽³⁾に記されている「大野港」の一部である。

矢田川上流近方の山岳、多くハ赭層にして蒼峯を見ること稀なり、故に一朝降雨に際すれハ、崩壊鎔流、其水尽く樺褐色を呈し下て港内に注ぎ、遂に沈殿して漸次層埋するに由るならむ、熱田の埋縮するも其一例なり

雨が降れば樺褐色の土が矢田川を鎔流し、土が沈殿することで大野湊の機能がしだいに失われていくという。粘気のある赤土が水とともに流れると手をつけられなかった。

こうした現象は大野に限ったことではなく、知多半島の西浦側ではしばしば起こることであり、湊でなくとも、田畑に流れ込むと復旧に時間に要した。

粘土層は知多半島に限らず、瀬戸・美濃の丘陵部を覆っており、常滑焼・瀬戸焼・美濃焼の窯業の発達と大きく関係してきた。しかし、作物を育てる側にとっては不利益な面が多い。農民たちの

知恵として、このような粘土質の土壌を利用し雨池を造成した。青木美智男氏は、この地域で溜池を「雨池」と表すのは、雨を貯える意味に力点が置かれているからとする⁽⁴⁾。何もしなければ雨は自然と流れてしまう。神谷智氏は、尾張藩が御林・定納山を設定し、藩の山奉行が山の管理を行う機構・制度を明らかにしている⁽⁵⁾。

それは知多半島のみならず尾東から東濃にかけての窯業地帯の問題であり、山の管理を行わないと成り立たない地域であったともいえる。

本稿で取り上げる小鈴谷村は知多半島西浦に位置し、海岸近くまで丘陵部が押し寄せる村である。1748年（寛延元年）知多半島を巡った尾張藩士菴原守富による記録『友千鳥』⁽⁶⁾には、「夫より阿野村、熊野村、小場村、刈屋村、大谷村、小鈴谷村、此辺は塩させば山へ廻り村へかかる」と記されており、干潮の時は海岸を歩き、潮が満ちてくると山道を廻るといふ。海岸沿いの平坦地がない様子を表している。

粘気のある赤土とはげ山にまばらに生えた松が小鈴谷村をはじめとする知多半島西浦の景観であった。1671年（寛文11年）の「小鈴谷村明細書上」⁽⁷⁾には松山80町が記されている通り、村の一面が松山であり、必ずしも農地として適しているわけではなかった。しかし、【表1】の通り、17世紀に7ヶ所の雨池を造成し、山を切り開き、耕地にしていった。耕地に干鯛やメ粕が投下されることによって収穫が増し、農家の生活が潤うはずであったが、一方で、洪水により田畑が流され年貢は未納となり、購入した金肥代金の回収ができず、より借金が嵩み、生活が困窮する場合もあった。

そこで本稿は、18世紀の小鈴谷村の変容を産業の成長を中心に論じたものである。小鈴谷村農民の困窮の実態を明らかにし、酒造業の成長によって安定した村に変わっていく点に注目する。

表1

池名	完成年代	西暦
土取池	承応2年	1653年
ゆふな池	明暦元年	1655年
隠廻間池	万治3年	1660年
沢池	万治3年	1660年
すつの池	寛文2年	1662年
まこも池	寛文9年	1669年
細谷池	寛文10年	1670年
へりち池	延宝2年	1674年
細谷池上	延宝4年	1676年
おこないてん池	貞享3年	1686年
脇浜池	年号不明	
しやうふ池	年号不明	

出典)「知多郡小鈴ヶ谷村明細帳」(宝暦4年)盛田家文書

1 18世紀前半の小鈴谷村の現状

小鈴谷村は村高264石8斗6升1合の村であった。17世紀後半から18世紀前半には、漁業で生計を立てる百姓が多く、享保期の家数70軒のうち40軒が漁師であり、農家は30軒であったが、しだいにその数も増えていき、18世紀半ばまでには農家の数は50軒までになっていったと思われる。

【表2】によると、小鈴谷村の人口は、1671年(寛文11年)には202人であったが、1693年(元禄6年)には331人と大幅に人口が増えた。その後1754年(宝暦4年)までは、ほぼ横ばいの微増であったが、1792年(寛政4年)には400人を超えた。元禄期までの人口増加は雨池の造成などによる耕地の整備の影響が指摘できる。1686年(貞享3年)には19人の出生があり⁽⁸⁾、元禄初年にかけて毎年十数名の出生があったものと思われる。1693年(元禄6年)の小鈴谷村の宗門改帳⁽⁹⁾を分析すると、10歳以下が85人おり、毎年10名程度の出生が確認できる。小鈴谷村の宗門改帳は、出生時から宗門改帳に記載があり、その年に出生した乳児は2歳としている。なお小鈴谷村の宗門改帳の構造については神谷智氏の研究に詳しい⁽¹⁰⁾。

1694年(元禄7年)から1744年(延享元年)までの45年間で、333人から334人と1名増えているにすぎずほぼ同数といえる。この間の1732年(享保17年)の「小鈴谷村人数書上帳」には362人(男199人女183人)とあり、元禄期からの約30年間で30名ほど増加していることがわかる。しかし、1731年(享保16年)の「小

表2

元号	西暦	人口	男	女
寛文11年	1671年	202	112	90
延宝5年	1677年	207	117	90
元禄6年	1693年	331	169	162
元禄7年	1694年	333	171	162
享保11年	1726年	371	188	183
元文3年	1738年	341	170	171
延享4年	1747年	334	169	165
寛延3年	1750年	344	173	171
宝暦4年	1754年	348	171	177
明和3年	1766年	371	186	183
明和5年	1768年	362	180	182
明和6年	1769年	369	186	183
寛政4年	1792年	407	205	202
享和元年	1801年	201	208	409

出典)「知多郡小鈴ヶ谷村宗門御改帳」盛田家文書

鈴谷村宗門増減帳⁽¹¹⁾では増7人と減14人(出生者6名と病死者13名)、同17年の同史料によると、増5人と減12名(出生者6名と病死者9名)と病死者が多かった。1733年(享保18年)の飢人は178名いたことが明らかになり⁽¹²⁾、享保飢饉の影響が考えられる。なお、1714年(正徳4年)から1746年(延享3年)までの年別人口増減については、【表3】に示した。

表3

年号	西暦	増(名)	減(名)
正徳4年	1714年	10(8)	9(7)
享保2年	1717年	8(6)	18(16)
享保3年	1718年	3(1)	6(5)
享保4年	1719年	15(13)	5(5)
享保5年	1720年	4(13)	8(8)
享保6年	1721年	10(10)	17(17)
享保7年	1722年	11(9)	15(11)
享保10年	1725年	16(14)	9(7)
享保11年	1726年	8(4)	12(11)
享保12年	1727年	12(11)	7(5)
享保13年	1728年	11(9)	6(5)
享保14年	1729年	13(10)	5(4)
享保15年	1730年	8(8)	8(8)
享保16年	1731年	7(6)	14(13)
享保17年	1732年	5(4)	12(9)
享保18年	1733年	10(10)	9(9)
享保19年	1734年	6(5)	10(10)
享保20年	1735年	6(6)	7(7)
元文2年	1737年	7(7)	13(13)
元文3年	1738年	9(7)	12(10)
元文4年	1739年	9(9)	8(7)
寛保元年	1741年	19(17)	3(3)
寛保2年	1742年	6(4)	9(8)
延享元年	1744年	7(6)	22(22)
延享2年	1745年	10(8)	15(13)
延享3年	1746年	8(7)	14(12)

出典)「小鈴谷村宗門増減帳」(正徳4～延享3年までの26冊)盛田家文書。増の()内は出生者、減の()内は病死者の人数。出身者以外の人口増加は、他村からの流入、病死者以外の人口減少は他村への移動である。

1739年（元文4年）2月には夫食願いが出されている。

【史料1】⁽¹³⁾

乍恐奉願上候御事

一知多郡小鈴ヶ谷村百姓当時夫食指詰及家宛難儀仕候間、耕作夫食奉願候、連々困窮仕候ニ付、肥干鰯等遣可申方便無御座候ニ付、作方取実薄罷成申候所ニ又候哉、去年度々洪水ニ而田方砂入多ク畑方山落流砂ニ而土地悪敷罷成大分普請所御座候ニ付、困窮百姓共ニ御座候得ハ、作方仕付可申方便無御座難儀仕候間、哀御慈悲ニ耕作夫食奉願上申候、右砂入山落等普請仕度奉存候間、被為聞召分、被仰付被下候難有可奉存候、以上

未二月

知多郡小鈴ヶ谷村庄や
久左衛門
同郡組頭
甚左衛門
同断
久三郎

村上郷右衛門様

【史料1】の下線部によると、金肥である干鰯を使う手立てもないため作物の取れ具合も薄く、さらに去年の洪水により田方には砂入れが多く、山崩れによる流砂が畑方を襲い、土地を悪くした。大規模な工事が必要な箇所があるという。干鰯購入費用がかかり、洪水による土木工事が必要になり、作付を行う手立てがないほどに困窮している状況が記されている。

村の荒廃状況は、1753年（宝暦3年）の願書（【史料2】）からもわかる。史料の状態は悪いが、村の百姓たちの困窮の様子を読み取ることができる。

【史料2】⁽¹⁴⁾

乍恐願上候御事

一高式百六拾四石八斗五升壹合

知多郡小鈴ヶ谷村

当村之儀前々ハ至極困窮仕候所、^①近年田方畑方

共連々と土地悪敷罷成り、山間場所多御座候而、砂流入申候ニ付、田方水持悪敷罷成り、少之間早損照仕候而も、日損多御座候故、何れ之村ハ取実薄御座候ニ付、連々と百姓困窮仕候而、^②家数五拾軒程之百姓ニ而、田畑作仕候所、三拾軒程年々ニ禿百姓ニ罷成り人数四拾人余日用かせき之者ニ罷成り正月ハ四五月迄伊勢山中へかせきニ罷越五月ハ十月迄海辺船かせき水主ニ罷出渡世を送り申候所、三ヶ年此かた浦方悪敷御座候付、難儀仕候、其上残百姓式拾軒程ニ罷成り、殊ニ山谷多ク村田地砂入場所ニ而御座候得ハ、式拾人計之百姓人数ニ而者砂留等取廻し難成連々と悪田ニ罷成りひしと禿百姓ニ罷成り可申与至極難儀ニ奉存候、何とそ御慈悲之上百姓人数前々之通出来申候様ニ奉願上候、当村之儀、拾ヶ年以前風疫病村中家並相煩難儀仕候所、御慈悲之上夫食葉代等被下置、難有頂戴仕候而、身命助り申候所ニ大分之日用人足代等遣、田畑耕作仕候故、此節一統ニ借金相増困窮ニ罷成候^③只今迄も右借入金返済不仕、其上年々肥干鰯等借入作仕候間、いよハ困窮仕候付、三拾軒程禿百姓出来仕候田畑銘々之一家共へ相渡預ヶ置、他国へかせきニ罷出渡世送り申候、尤散田ニ仕候而ハ御為も欠ヶ申儀と乍恐奉存、一家共引受作廻仕候へ共、是以困窮之百姓故作廻も行不届候付、同畑連々と荒レ地性悪敷相成申候、肥干かハ近年次第ニ高直ニ罷成候故、調可申方便無御座難儀仕候、其故取実薄罷成り残立百姓式拾軒程ニ而作仕候儀難成至極難儀ニ奉存候、^④田畑全体土地ねば真土ニ而何れ之村ハ大分人足懸り不申候而ハ作難致難儀仕申候間、御慈悲之上被為聞召分百姓人数出来仕申候様ニ被為仰付被下候ハ、難有可奉存候、此上御百姓取続作仕候様ニ厚御勘弁被遊、当年ハ拾ヶ年之間御赦御定免高三ツニ被為仰付被下候ハ、百姓相続仕御納所御役等相勤申度奉願候、残者百姓廿人計ニ而次第ニ困窮仕、末々御田地等年々と悪敷罷成り、惣百姓ひしと禿百姓ニ罷成り可申与奉存候間、何とそ百姓人数出来申候様ニ奉願上候、日用かせきニ罷出申候禿百姓三拾軒程ニ罷在候、田畑之儀散田ニ仕候るい次第ニ土地悪敷罷成り申候、右之者共三十人ほとニ而、作仕候分一家之者式拾人程江割渡ニ付預り置

申候、前々之通五拾軒程も無御座候^而ハ田畑砂入山落等年々多罷成り何れ之村とハ違、土地悪敷山間計之田畑^而禿地多難儀仕申候間、哀御慈悲之上被為聞召分、右奉願候通之御赦御定免^ニ被為仰付被下候ハ、百姓成立相続可仕と奉存候、残式拾軒^ニ而百姓共^ニ及禿^ニ而ハ末々御田地荒申候場所多出来可申と難儀^ニ奉存候、御慈悲之上百姓相続仕御年貢御役等相勤と候様^ニ口難有可奉存候、以上

宝曆三年酉正月

右村庄屋
太次左衛門
組頭
善三郎
同断
次郎右衛門

藺田利左衛門様

下線部①では、田畑が山間にあり、砂が流入したため、田方の水持ちが悪くなり、日照りの被害が多く、作物が生育しない状況が記されている。また、下線部④には田畑全体「ねば真土」とあり、粘土質の地味状況が明らかである。下線部②では家数 50 軒の内 30 軒が潰百姓となり、40 人ほどが日用稼ぎに出かけ、正月から 4 月、5 月までは伊勢山中に、5 月から 10 月ころまでは海辺で船稼ぎ水主として働くとしている。10 年ほど前の疫病流行により、夫食葉代は藩から提供されて命は助かったが、その間の田畑耕作のため日用を雇い、そのための借金の返済が滞り、そのうえ、下線部③のように金肥としての干鯛代を借り入れた。干鯛代金の高騰も百姓の負担になっていた。

1755 年（宝曆 5 年）の願書にも【史料 2】とほぼ同じ状況が記されている。肥料の使用ができないので、地性が年々悪くなり、取高も少なくなった。

【史料 3】⁽¹⁵⁾

乍恐願上候御事
一高式百六拾四石八斗五升壹合

知多郡小鈴ヶ谷村

右当村之儀前々^ハ至極困窮仕候処、近年肥等も得不仕、別^而地性年々と悪敷罷成、田畑共作毛一向取夷少ク、猶更御百姓之内力弱ク渡世を送兼申候、①当所儀ハ山間所々田畑^ニ而御座候故、毎年山谷砂入等多御座候^而全体同損所^ニ御座候、分テ去年儀者夏作秋作共^ニ至極出来薄ク、甚難儀仕候、御皆済之節も芳々^ニ而高利之金子借用仕、御上納仕候、連々困窮故家数五拾軒程之内三拾軒程者及禿、勢州山中へ持^ニ罷出申候^而、残式拾軒程^ニ而作廻仕候付、田畑山間之田面^ニ而御座候得者、砂入山落等大分^ニ而中々取廻し難仕難儀仕候、御慈悲之上拾ヶ年之間御救御定免高^ニ三ツ九分^ニ被為仰付被下候様^ニ奉願上候、及禿申候御百姓三拾軒も取続御田地荒不申候様^ニ作仕度奉存候、去申酉年も度々御定免御願奉指上候厚御勘弁被為遊候^而、②当年^ハ拾ヶ年之間御救之上惣百姓家数多作仕候様奉願上候、人数少ク作仕候得者年々と田畑砂入荒地^ニ罷成次第^ニ及困窮難儀奉存候間、御慈悲之上被為聞召分惣百姓取続作廻仕候様奉願、右ハ願之通御定免被為仰付被下候ハ、惣百姓難有可奉存候、以上

宝曆五年

亥二月

右村庄や
久左衛門
組頭
清八
同
利右衛門
頭百姓
治右衛門

土岐市右衛門様

【史料 3】によると、【史料 2】の下線部①と同様に、小鈴谷村は山間の田畑であり、毎年山が崩れ田畑が入り、作物の出来が薄く難儀であり、年貢を皆済するために高利子で借金せざるを得なくなり、百姓は困窮に陥ったことが、【史料 1】には「洪水」による流砂が示されている。このような荒村状況のなかで、50 軒のうち 30 軒は潰れ、出稼ぎとして伊勢に行くのは【史料 2】と同様で

ある。

年貢率は定免10ヶ年3ツ9分と願ったが、聞き入れられなかった。【表4】によると、1754年(宝暦4年)の年貢率は4ツ3分5厘であり、約3～4%の年貢減免を要求したことになる。また、下線部②にみられるように、1755年(宝暦5年)からの10ヶ年で百姓家数を増やし取高を多くすることを藩に願い出た。それは人数が少なくなることにより荒地が増え、それを防ぐためにも百姓を増やすことが不可欠であるという。

表4

年号	西暦	年貢率	
元文2年	1737年	4.515	
元文3年	1738年	4.263	
元文4年	1739年	4.312	
元文5年	1740年	3.783	
寛保元年	1741年	4.72	
寛保2年	1742年	4.348	
寛保3年	1743年	4.299	
延享元年	1744年	4.434	
延享2年	1745年	4.35	5ヶ年定免
延享3年	1746年	4.35	5ヶ年定免
延享4年	1747年	4.35	5ヶ年定免
寛延元年	1748年	4.35	5ヶ年定免
寛延2年	1749年	4.35	5ヶ年定免
寛延3年	1750年	4.31	
宝暦元年	1751年	4.321	
宝暦2年	1752年	4.23	
宝暦3年	1753年	4.121	
宝暦4年	1754年	4.387	
宝暦5年	1755年	4.483	
宝暦6年	1756年	4.35	3ヶ年極免
宝暦7年	1757年	4.35	3ヶ年極免
宝暦8年	1758年	4.35	3ヶ年極免
宝暦9年	1759年	4.35	3ヶ年極免
宝暦10年	1760年	4.35	3ヶ年極免
宝暦11年	1761年	4.35	3ヶ年極免
宝暦12年	1762年	4.35	5ヶ年極免
宝暦13年	1763年	4.35	5ヶ年極免
明和元年	1764年	4.35	5ヶ年極免
明和2年	1765年	3.781	破免
明和3年	1766年	4.35	5ヶ年極免

盛田家文書

百姓たちの困窮は、山間部の山崩れによる田畑の損所にあったが、百姓の数が減る状況もみられた。【史料2】の下線(二重線)部の10ヶ年以前の疫病である。1743年(寛保3年)10月の「知多郡小鈴ヶ谷村病人書上帳」⁽¹⁶⁾によると、同年5月から10月までの病人は78名、

病死者は19名であった。また、「金銭書上帳」⁽¹⁷⁾には病人夫食代として29名には銀6匁6分ずつ、51名には銀3匁3分ずつが渡された。「病人書上帳」より2名多いが、書上後に病人が増えた可能性もある。そのほかに名古屋行の諸入用として銀8匁、死者に割り渡された分と供養のための石仏に銀15匁使っている。さらに代官清水太郎左衛門より夫食代として43名に対して合わせて銀90匁が渡された。

疫病の村に与える影響は死亡者が多いことではなく、罹患したことによって、働くことができなくなったことである。小鈴谷村の人口が320名のうち約80名が疫病にかかり、出稼ぎに出ている者は32名いた。人口のうち25%が罹患し、出稼ぎ者は約10%に及んだ。村内で働き手が不足していることがうかがわれる。

このような状況のなかで山崩れが起こり田畑に砂が入っても、人手不足のため復旧することができなくなる。【史料3】に藩に願い出ているように、人手の確保が何より必要であった。

2 小鈴谷村の酒造業の展開

疲弊した農村をどのように建て直していくのか。その背景には産業育成があった。小鈴谷村では酒造業があげられる。

【史料4】⁽¹⁸⁾

覚

如此書上申候

一太助儀追々困窮仕候ニ付、前々左小質等取来り候処ニ内輪困窮故、郡方御役所へ御願申上相止申候

一少々宛酒造仕候得共、皆々借入金ニ而商売仕候、右借入金之加判之者共故、此度御用金御免之御願等証判仕御願申上候

右書上申候通、相違無御座候、以上

申(宝暦2年カ)四月十一日

知多郡小鈴ヶ谷村

太助

久左衛門

同郡広目村

只右衛門
同郡大谷村
水谷喜左衛門様
松倉富右衛門様

被為聞召分願之通被為 仰付被下置候ハ、難有仕
合可奉存候、以上

知多郡小鈴ヶ谷村庄屋
子九月（安永9年） 酒屋 久左衛門
同 権六

【史料4】は、困窮した太助が尾張藩の郡方代官に酒造御用金の免除を願い出たものである。太助は盛田太助であり、久左衛門は盛田久左衛門である。『盛田家文書目録』では、盛田久左衛門の一統が盛田太助であるとしている。三代盛田久左衛門から次次右衛門が分家し、二代次次右衛門から初代太助が分家した⁽¹⁹⁾。盛田久左衛門は土地持高は45石であり、小鈴谷村で飛び抜けて多い家であった。さらに1732年（享保17年）から小鈴谷村で酒造業をはじめ、すでに17世紀後半の隣村で始められた酒・味噌・溜の醸造業に出資してきた有力農民である。

盛田太助は村が疲弊していた宝暦期に酒造をはじめ、確認はできないが、そこにはすでに酒造業を行っている久左衛門の支援があったものと思われる。酒造業をはじめると、太助は酒造元手金として借金をし、さらに酒造御用金の免除を願った。

篠田壽夫氏の研究によると、17世紀前半から中頃にかけては、盛田久左衛門家の経営が干鰯粕などを扱う肥料商から酒造の比重を高める時期に当たるとい⁽²⁰⁾。経営として安定的な酒造りを分家の太助もはじめたものと思われる。

【史料5】⁽²¹⁾

乍恐奉願上候御事
私共儀代々当村ニ居住仕罷在為渡世、酒造商売仕
来候、右酒近村々江小売ニ仕候得共、年々懸ヶ損
相立申候故、当春と勢州桑名表江売渡申候、就夫
酒代之義米ニ而受取呉候程、左候得ハ勝手も宜敷
旨ニ而桑名表と追々申越候、全体桑名米之義ハ当
村之水ニ応シ、酒のたり多く御座候由ニ付、旁以
右桑名米受取申度奉存候間、何とそ私共兩人江米
高四拾石入津御免被成下候様、乍恐奉願上候、御
影を以酒造相減不申候得者、夫々身上取続御年貢
御役銀無恙御上納仕候義ニ御座候間、御憐愍を以

飯沼定右衛門様
右兩人御願申上候通、相違無御座候、村内困窮之
者共ハ冬春之内酒屋働ニ而専渡世仕候得ハ、酒造
高相減不申候様仕度奉存候、酒粕肥ニも仕候得ハ、
旁村方潤ヒニ罷成候間、厚勘考被成下、願之通
入津御免被成下候様、於村方も奉願上候、以上
右村与頭
与三左衛門
同断
円七

小鈴谷村の盛田久左衛門は代々酒造をしてきた。造った酒を村々へ小売をしては儲けにつながらないので、当春より伊勢国桑名で酒を売却し、その代金で酒造りの原料米として桑名米を購入をしたい。桑名米は小鈴谷村の水と馴染み、「酒のたり多く」と表現されているように、ゆったりとまるやかな酒ができるという。そこで、酒造家の久左衛門と権六に米40石を領内に持ち込むことを認めてほしいとする願いである。酒造高が減らなければ百姓相続ができ、年貢役銀を上納することができる。さらに組頭の奥書には、下線部にみられるように、村内困窮者が冬から春の農閑期に働き場を提供することで、酒造高を維持したいことが記されている。酒造高を減らさずに済む。また、酒粕を肥料に使用することで村方が潤う。酒造高が減らないことで年貢上納につながる点は本文に述べられている通りである。

桑名は、木曾三川を通して集まる米市場が形成されていた。尾張藩では、領内産米の他国移出とともに、他国産米の移入に慎重であったが、酒造業がさかんになるにつれ、他国産米を使用するようになった。

1798年（寛政10年）には、さまざまな産業が村に存在していることがわかる。

【史料6】⁽²²⁾

「諸商売書上長

午四月

コスカヤ村」

覚

小鈴谷村

年号相知レ不申候

権左衛門

一私儀先年カ干鯛万店売仕候一干鯛仕入之儀カ江戸勢州地ニ而相求申候一灯油同郡内海ニ而相求申候一茶塩笠鎌等仕入之儀カ参州勢州ニ而相求申候一味噌酒仕入之儀カ同郡大野村ニ而相求申候一鍋瀬戸物多葉粉鯨油元結傘呉座附木線香紙之類
仕入之儀カ名古屋表ニ而相求候一右之品々近村カ江売申候一綿木綿之儀カ同郡大野村浜島伝右衛門方仲買仕
候

右書上申候通相違無御座候、以上

覚

同村

年号相知レ不申候

太助

一私儀先年カ酒造仕候一仕入米之儀カ御当国之外勢州地ニ而相求申候一酒之儀カ江戸表其外紀州志州勢州参州右之内所々カ江売申候

右書上申候通相違無御座候、以上

覚

同村

久左衛門

一私儀先年カ酒造仕候一仕入米之儀カ御当国之外勢州地ニ而相求申候一酒之儀カ江戸表其外紀州志州勢州参州右之内所々カ江売申候

右書上申候通相違無御座候、以上

覚

同村

久右衛門

一私儀寛政五丑年カ酒造仕候一仕入米之儀カ御当国之外勢州地ニ而相求申候一酒之儀カ江戸表其外紀州志州勢州参州右之内所々カ江売申候

右書上申候通相違無御座候、以上

覚

同村

久兵衛

一私儀寛政三亥年カ焼酎仕候一仕入粕之儀カ近村ニ而相求申候一焼酎之儀カ江戸表其外勢州江売申候

右書上申候通相違無御座候、以上

覚

同村

年号相知レ不申候

善蔵

一私儀先年カ飴菓子豆腐之類商仕候

一煮売饅頭等市町立売仕候

一飴菓子豆腐豆之儀カ同郡常滑村ニ而相求申候

右書上申候通相違無御座候、以上

覚

同村

年号相知レ不申候

円助

一私儀先年カ飴菓子豆腐之類商仕候一飴菓子豆腐豆之儀カ同郡常滑村ニ而相求申候

一糠たはこ類振買仕候

右名古屋表江売申候

右書上申候通相違無御座候、以上

覚

同村

孫助

一私儀寛政六寅年カ糠古鉄之類振買仕候

右名古屋表江売申候

右書上申候通、相違無御座候、以上

覚

同村

仙蔵

一右同断

右銘々書上申候通、相違無御座候、以上

午四月

右村庄屋

久右衛門

同村組頭

斎藤弥平様

清八

1798年(寛政10年)には、太助・久左衛門・久右衛門の3名が酒造業を行っていることがわ

かる。いずれも仕入米は当国（尾張国）もしくは伊勢国であると記されており、先に述べた桑名米との関係が指摘できる。また、販売先として、江戸・紀伊国・志摩国・伊勢国・三河国が記されている。篠田壽夫氏の研究によれば、盛田久左衛門の酒の販路は、江戸が中心であったが、三河市場への転換が図られると指摘されている⁽²³⁾。

久兵衛の焼酎造りは、原料を仕入粕（酒粕）にて行っており、村内の酒造業の成長によるものである。酒粕を肥料として扱っていたが、酒粕を原料とする焼酎生産が行われはじめた。酒粕肥は、アルコールを含んでいるため、良い肥料ではなかった。肥料として使う場合はアルコール分を飛ばす必要があった。酒粕をそのまま使用することができる焼酎生産は、肥料より効率の良い酒粕の使用法といえる。そのほかにも権左衛門のように村のよろずやのような役割を果たす商売、菓子・豆腐・饅頭などの食料品を扱う円助など村内商業の成長をうかがうことができる。

1800年前後の村況を示した『尾張徇行記』の小鈴谷村の項には「…民屋ハ海浜ニ建ナラヒ酒屋三戸アリ、土蔵建ナラヒ村立ヨクミュレトモ其余ハ農家小百姓ハカリ也…」と記されている⁽²⁴⁾。酒屋3戸の数は【史料6】と一致する。また、土蔵が建ち並ぶということは、裕福さをあらわすものであり、ここでは村立がよくみえることの根拠としている。しかし実際は農家は小百姓ばかりであるとしている。『尾張徇行記』の記載からは「困窮した村」という状況はみられない。村としては1750年ころと比べ、人口は50人増え、酒造業を中心に産業がさかんになっており、村の建て直しは成功したといえるのではないだろうか。

おわりに

小鈴谷村では、18世紀前半は洪水や山崩れによって、松山を切り開いた田畑に砂が入り、耕作ができなくなった。その復旧工事を行う力もなく、田畑は荒廃した。また、その結果潰れる百姓も増え、伊勢への出稼ぎを余儀なくされた。

農村を再建するには人手が必要であると百姓らは主張し、尾張藩にその手段を求めた。元禄期ま

で増えた村の人口も増減はあるが、ほとんど変わらなかった。その間の飢饉や流行病が人口減の主な原因であった。

このような荒村の再建に産業育成が図られた。庄屋の盛田久左衛門は村石高の約6分の1の45石を持つ百姓であった。17世紀後半から醸造業をはじめ、18世紀には小鈴谷村内で酒造業をはじめた。さらに、分家筋にあたる太助や久右衛門も酒造業を始めた。

18世紀半ばから後半にかけては、尾張藩領の酒造業が大きく展開されようとする時期にあたる。小鈴谷村の酒造業の特徴は原料米の仕入れ先を桑名に求めたことであった。販路は近国を中心に江戸にも進出した。天明から寛政にかけて尾張酒の江戸入津量が急激に増える時期である。1794年（寛政6年）には尾張酒の江戸入津量は10万樽に及び、江戸での尾張酒の占有率は14%を超えた。その背景の一つが小鈴谷村の酒造業の展開であった。

酒造業が成長することで、雇用が生み出され、人口が増加した。また、肥料商や菓子商などの商売もみられるようになり、村の商業の展開が考えられる。

宝暦期から享和期にかけて、人口が約60人増えた。百姓らが求める人口増加によって、荒田の復旧も可能になったといえる。

小鈴谷村の再建には、盛田久左衛門の力によるところが大きく、どこの村でも当てはまることではない。しかし、「産業」がキーワードとなり、村の変容につながる事例はそう特殊なことではない。

中井信彦氏の『転換期幕藩制の研究』⁽²⁵⁾などにみられる全国市場と結びついた産業の展開は都市を中心とした消費のあり方を大きく変えていった。その一つが酒であり、酒造業を生み出す背景として、農村状況に注目する必要がある。今後、18世紀の知多半島東浦側の半田・亀崎の酒造業の展開を考えることで、地域の特性を明らかにすることができる。

注一覧

- (1) 水本邦彦『徳川の国家のデザイン』〈日本の歴史10巻〉小学館 2008年。
- (2) 青木美智男「近世尾張国知多郡の『雨池』保安林」『知多半島の歴史と現在』No.10 校倉書房 1999年。
- (3) 『大野志』日本福祉大学知多半島総合研究所所蔵。
- (4) 青木美智男「近世知多半島の『雨池』と村落景観」『知多半島の歴史と現在』No.7 校倉書房 1996年。
- (5) 青木美智男「元禄期尾張藩の山方支配と『知多郡代官』」『知多半島の歴史と現在』No.6 校倉書房 1995年。
- (6) 武豊町歴史民俗資料館友の会古文書部会編『友千鳥』 1994年。
- (7) 「小鈴谷村明細書上」(寛文11年) 盛田家文書
- (8) 「女房呼縁付遣シ并出生覚」 盛田家文書
- (9) 「知多郡小鈴ヶ谷村宗門御改帳」 盛田家文書
- (10) 神谷智「『人的移動』の把握と宗門改帳」利谷信義編『戸籍と身分』早稲田大学出版部 1996年、同「近世前期の尾張国知多郡 小鈴谷村宗門改帳」『知多半島の歴史と現在』No.5 校倉書房 1993年。
- (11) 「小鈴谷村宗門増減帳」 盛田家文書。
- (12) 「知多郡小鈴ヶ谷村飢人数書上帳」 盛田家文書。
- (13) 「乍恐奉願上候御事(去午年田方砂入・畑方山落流砂につき夫食并普請願)」 盛田家文書。
- (14) 「乍恐奉願上候御事(村困窮につき10ヶ年御救減免願)」 盛田家文書。
- (15) 「乍恐奉願上候御事(村困窮につき御救定免願)」 盛田家文書。
- (16) 「知多郡小鈴ヶ谷村病人書上帳」 盛田家文書。
- (17) 「金銭書上帳」 盛田家文書。
- (18) 「覚(太助困窮につき御用金御免願)」 盛田家文書。
- (19) 高牧實「解説」『盛田家文書目録 下巻』(財団法人鈴溪学術財団 1987年)。
- (20) 篠田壽夫「知多酒の市場」『豊田工業高等専門学校研究紀要』第16号 1983年。
- (21) 「乍恐奉願上候御事(酒造米につき桑名米入津許可願)」 盛田家文書。
- (22) 「諸願達之留」(寛政7年2月より改) 盛田家文書。
- (23) 篠田前掲論文。
- (24) 名古屋市蓬左文庫編『尾張徇行記』(第4巻 愛知県郷土資料刊行会 1976年)。
- (25) 中井信彦『転換期幕藩制の研究』塙書房 1971年。

